

1992.3.30

## 第1回日本スポーツ社会学会大会 プログラム

- (1) シンポジウムの部・3月30日午後1-4時(文学部北棟N103教室)  
シンポジウムのテーマ・「伝統スポーツ(武道を含む)への社会学的アプローチ」  
司会 小椋博(天理大学)、亀山佳明(龍谷大学)  
発表者とテーマ  
・多々納秀雄(九州大学)  
「制度としての柔道の変容過程」  
・リー・トンプソン(大阪学院大学)  
「伝統と近代—相接の場合ー」  
・伊藤公雄(大阪大学)  
「武道の言説・型・実践—剣道の場合ー」  
コメントター・影山健(愛知教育大学)、西村秀樹(高知女子大学)
- (2) 総会の部・3月30日午後4時15分-5時45分(シンポジウムの会場で)
- (3) 懇親会の部・3月30日午後6時00分-7時30分(大学食堂へ移動)
- (4) 一般発表の部(発表20分、質問5分、その後全体討議)

### 第1会場の発表者とテーマ(文学部北棟N101教室)

- 午前の部、司会 今村浩明(千葉大学)  
9:00-9:25・根本涼子(筑波大学)  
「運動部活動における性的ステレオタイプに関する研究—茨城県下の3つの高等学校のバスケットボール部を中心にー」  
9:25-9:50・志岐幸子(早稲田大学)  
「第3回世界陸上競技選手権大会最終選考会出場選手の意識調査—ボイコット、人種差別、ドーピング、スポーツ報道についてー」  
9:50-10:15・笹瀬雅史(文化女子大学室蘭短期大学)  
「登山クラブの組織・学習構造と会員の意識形成」  
10:15-10:40・上 杉正幸(香川大学)  
「スポーツ少年団における保護者のスポーツ推薦入学願望の分析」  
10:40-11:05・荒井貞光(広島大学)  
「レジャー行動習慣の関わり方分析(2)」  
11:05-12:00 — 全体討議 —  
12:00-1:00 — 昼食 —

### 午後の部、司会 平井肇(滋賀大学)

- 1:00-1:25・川西沢志(鹿児島体育大学)  
「スケート・レジャー活動とAgingに関する社会学的研究動向」  
1:25-1:50・海老原修(横浜国立大学)  
「加齢に伴うスポーツ参加の変動について」  
1:50-2:15・中村裕司(早稲田大学)  
「スポーツをめぐる社会パートナーシップ論—イギリスにおけるコミュニティレベルのスポーツ施策を中心に」  
2:15-2:40・小谷寛二(水産大学校)  
「スポーツ社会学へのスポーツ事故訴訟からのアプローチ(1)」  
2:40-3:20 — 全体討議 —

### 第2会場の発表者とテーマ(文学部北棟N102教室)

- 午前の部、司会 井上 俊(大阪大学)  
9:00-9:25・松村和則(筑波大学)  
「“オープン・カルチャースペース”の現実的基盤を考える—J. マンドル、P. ブルデューの仕事に關連してー」  
9:25-9:50・清水謙(筑波大学)  
「身体技法の歴史・社会学的分析に関する研究—軍事訓練と体育科教育における身体」  
9:50-10:15・平野秀秋(法政大学)  
「スポーツの定義をめぐる諸問題」  
10:15-10:40・池井望(大阪学院大学)  
「ノルベルト・エリ亞スのスポーツ論」  
10:40-11:30 — 全体討議 —  
11:30-1:00 — 昼食 —

### 午後の部、司会 杉本厚夫(京都教育大学)

- 1:00-1:25・中江桂子(法政大学)  
「ヨーロッパ中世の槍試合について」  
1:25-1:50・白石義郎(久留米大学)  
「教育改革運動とスポーツ課外活動の参加制限—テキサス州におけるNo-pass, No-playの事例ー」  
1:50-2:15・松田恵示(大手前女子大学)  
「スポーツマンガに見られるスポーツのメタファーに関する社会学的考察」  
2:15-2:40・日下 弘(茨城大学)  
「“ゆ”と日本人に関する研究—聖・俗・遊をめぐってー」  
2:40-3:20 — 全体討議 —

## 制度としての柔道の変容過程

多々納 秀雄（九州大学）

### <はじめに>

現在、隆盛を極めているわが国のスポーツであるが、その理念・方法・形態等について多様な問題点が指摘されると共に、子細に見ると諸外国のそれとは様々な点で異なっている。それらの問題点・相違点を明確にするためには、武道・相撲等のわが国固有のスポーツを再検討することが不可欠であり、またその作業を通してこそ、現代スポーツの諸特性、さらにはわが国の文化・社会の特性も明らかになるのではないだろうか。

このような問題意識から武道・相撲等のわが国固有のスポーツの再考を試みつつあるいはいえ、その作業はまだ緒についたばかりである。このため今回の発表は、若干の資料の検討に基づく仮説的な問題提起として試みるものに過ぎないことを予めお断りしたい。

### <柔道史の概略>

柔道の歴史を詳述する余裕はないが、主要な発展経緯、エポックは下記の通りである。

- 1) 戦場の組打ちとして発達した柔術であるが、流派の出現は他の主要武術に比べるとかなり遅れ、最も早い駿馬術の14世紀初頭に対し、柔術では16世紀である。
- 2) 小具足、和、和術、捕手、体術、柔、柔道、腰の組り、白打、拳法、手縛などと呼ばれた柔術は、江戸時代になると多くの流派と術名を生み出すこととなる。つまり江戸時代初期には、竹内流、荒木流、夢想流、岡口流など数流に過ぎなかつたものが、大平の世の教養として次第に藩校や師家の道場で教授されるようになり、幕末には160余流に膨れる。
- 3) 明治初期の柔術は、藩校廃止後、学制（明治5年）下の諸学校にも正科採用はならず、かろうじて小規模の道場経営・興行・警察などにその活路を見出していた。特に警察は武士階級に代って柔術を庇護し、明治16年、岡口流、良移心頭流、揚心流、竹内三統流などから柔術指南を多数招聘し、柔術を正式にその教育科目に採用した。
- 4) 嘉納治五郎は東京帝国大学入学とともに、天神真楊流を福田八之助と研正智に、次いで起倒流を飯久保恒年について学び、明治15年、永昌寺に柔道の道場を開く。だが創始当初は柔術諸流の中の新興一流に過ぎなかつた。柔道のその後の発展は一面で柔術諸流との競合の歴史でもあった。

5) 睽視庁は、明治15年から武術大会を催してきたが、明治18年、講道館は公の最初の他流試合としてこれに参加し、以後3・4年間にわたって睽視庁武術教師諸家に圧勝する実力を示した。これを機に講道館は睽視庁に柔道教師の職を得、また大学、兵学校、中学校などに講師を派遣するようになり、入門者数も激増することとなった。

6) 武徳会は、明治28年、武道と武徳の振興を目的に創設され、講道館を初め各地の柔術流派の殆どが参画した。試合審判規定（明治32年）と乱取の形（39年）という2つの重要な決定がなされ、ここにおいて柔術・柔道は、江戸時代以来の家元割的流派閉鎖段階を脱し、初めて全国ルールを持つこととなる。

7) 日本精神教育が標榜される中で、武道としての柔道は次第に重視され、昭和6年には師範学校と中学校で必修に、また16年の国民学校令の公布にともない、体操科は体鍛錬科となり、体鍛錬科は体操科と武道科とから構成されるまでに至る。

8) 敗戦後、柔道は他の武道と共に正科を追われ、体育教材として正科に復するのは昭和25年である。

9) 柔道の国際的な組織化は、昭和23年の欧州柔道連盟の結成に始まり、さらに昭和26年に国際柔道連盟が結成され、昭和37年にはオリンピック公式種目となった。柔道の国際化にともない「国際ルール」と「国内ルール」、「武道としての柔道」と「スポーツとしての柔道」等々のあり方が問いかれてきた。

### <再検討の視点>

もとよりこのような諸変化、変容過程の全体を検討することは不可能であるため、当初の問題意識との関わりで、下記の諸点を基礎に考察を試みてみたい。

- 1) 江戸期における柔術の基本的特性、普及状況。
- 2) 明治期における柔術と講道館柔道の関係。
- 3) 講道館柔道の普及の要件。
- 4) 文化的諸項目（ルール、技術、施設・用具、段位・称号制度、組織など）に見られる変化の特徴。

そして、これらの検討を踏まえながら、わが国固有のスポーツの1つとしての柔道の基本的特性、さらには柔道の競技化・現代化過程にみられる一般的特徴などを明らかにし、わが国の現代スポーツ、文化を考える足がかりとしたい。

## 伝統と近代——相撲の場合——

リー・トンプソン

伝統スポーツは近代以前にすでに確立していたと一般に考えられているであろうが、果たして伝統的と思われているスポーツは単に近代以前の姿を現在にとどめ残しているだけに過ぎないのか。近代スポーツの成立とともに、その「陰」の部分として伝統スポーツが成立したと、いえるところがある。近代スポーツと伝統スポーツとは同時に作り上げられたセットではないか。日本の伝統スポーツの代表格の相撲を例に、以上の考えを展開してみたい。

相撲は伝統的なスポーツだと考えられているのはいうまでもない。有名な双羽黒事件の際、当時の春日野理事長が「大相撲二千年の歴史の40分の1(50年)をこの世界にいるけど、横綱が逃げるなんて聞いたことがない」と述べた。しかし、横綱制度を含めた今の大相撲の在り方が、無論、二千年前から続いている訳ではない。

横綱制度は、もっとも強い力士を特定し、奨励する制度である。ところで、同じ目的の、もうひとつの制度がある。それは優勝制度である。(二つの制度の共通性は相撲について英語で話すときに浮き彫りになる。大関をchampion、横綱をgrand championというが、優勝者もchampionという。)

一般的のファンは優勝制度のない相撲を想像することができないであろう。しかし、優勝制度は意外に新しい。1909(明治42)年から新聞社が最高の成績を納めた力士を表彰はじめた。1926(大正15)年に協会が個人優勝制度を導入した。

優勝制度を引き締めるために勝ち負けをはっきりさせる措置が取られた。1925(大正14)年に預かりと引分が廃止され、1928(昭和3)年に不戦勝制度が設けられた。さらにもう、1947(昭和22)年に優勝決定戦が行なわれるようになり、1965(昭和40)年に部屋別総当たりが実施されるようになった(一門系統別廃止)。

優勝制度の成立は相撲の近代化の一例として十分説明できる。それに対して、一般に、横綱制度は、伝統的なものとして認識されているであろう。ところが、現在の横綱制度は意外に新しいだけではなく、いまだに変換期にあるとさえいえる。

### I. 横綱免許授与者の大半は明治以降

江戸時代には9人。明治に入ってから現在まで51人。

### II. 横綱は地位ではなく、地位は大関であった。

1840(天保11)年に横綱免許を受けた不知火諾右衛門は、1842年に因縁に落ちている。

### III. 番付にも載っていなかった。

1890年5月場所の番付には初めて大関が4人もいた。その内の二人は張り出しがされた。そのうちの一人、横綱免許をもらったばかりの(初代)西ノ海嘉治郎は、番付にクレームをつけた。なだめるために、協会は「大関」の横に「横綱」と書くことにした。それが慣例になった。1909年に協会は横綱を地位として認めて、規則に書いた。

### IV. 成績によってなるものではなかった。

成績によって横綱になったのは、小錦が初めてだった(1896年)。

### V. 「横綱らしさ」：属性主義から業績主義へ

1949年：前田山事件。休場中の野球観戦が新聞に報道され、引退に追い込まれた。

1950年：横綱格下げ論。5月に横綱審議委員会発足。

1951年：協会と吉田司家：横綱は番付の地位、協会によって選ばれる。

1953年：千代の山、「横綱を返上して、大関から出直したい。」

1958年：横綱審議委員会「横綱推薦の内規」

1958年：大鷹、柏戸が横綱昇進。「今後も横綱の地位を汚さぬよう、一生懸命がんばります。」

これで私たちがなじんでいる横綱制度は一応完成した。

### VI. 横綱制度の問題：属性主義と業績主義との矛盾

双羽黒：生意気な横綱

大乃国：負け越した横綱

相撲を考えるときに、伝統的にみえる側面を単純に「昔からの伝統」とみなしてもいいのか。ほかの伝統的と思われるスポーツ(武道を含む)についても同じことがいえよう。スポーツ社会学者は社会学の「暴露」の役割を忘れてはいけない。

武道の言説・型・実践　——剣道の場合  
伊藤 公雄(大阪大学)

はじめに 「思わぬ不覚」をめぐって

勝負に負けるということ

自己成就的予言/自己破壊的予言

思わぬ不覚とは

主体/情況/相手

情況的敗因/構造的敗因

1 武道における精神と身体技法

2 型と実践

身体化された型/身体化される型

3 身体的コミュニケーションとしての武道

思わぬ不覚とは

相手という課題

当惑の社会学

おわりに 思わぬ不覚を越えて

## 運動部活動における性的ステレオタイプに関する研究 ～茨城県下の3つの高等学校のバスケットボール部を中心に～

根本涼子（筑波大学大学院）

### 1、問題意識および目的

スポーツには性役割が存在している。スポーツに性役割が存在し、それが社会化されることによって、スポーツやスポーツ外の世界における個々人の能力の発揮の範囲がられてしまうことがある。このことはスポーツの参加において男女の平等がもっとも強く約束されている学校のスポーツについてもいえる。スポーツにおける性役割の社会化の過程で、画一的な性役割が押ししつけられるようなことはあってはならない。しかし学校におけるスポーツにこそ「性役割のステレオタイプ」が存在し、「画一的な性役割の社會化」がおこなわれているのではないだろうか。学校という規則や強制を要する社會的・教育的機関においては 生徒に対して「画一的な性役割の社會化」が一方的におこなれているのではないか。

学校のスポーツに「性役割のステレオタイプ」が存在していることは、先行研究によって明らかにされている。しかしその「性役割のステレオタイプ」や「画一的な性役割の社會化過程」について実証的に研究しているものは少ない。そこで本研究では学校のスポーツの中でも規則や強制が要される運動部活動をとりあげ、そこで「性役割のステレオタイプ」と「画一的な性役割の社會化過程」を調査によって明らかにする。そして学校スポーツにおけるそのような性役割の社會化の過程が、生徒のスポーツ活動や学校生活、ひいては日常生活などに及ぼす影響について考えてみる。ここではそうした「画一的な性役割の社會化の過程」を特に「性的ステレオタイプ」と呼び、分析をすすめていく。

### 2、本研究の方法

#### ①内容ー（ア）各学校の概要

- (イ) 各運動部の概要と運動部活動
- (ウ) 教師の指導における「性役割のステレオタイプ」と生徒の対応
- (エ) 先輩から後輩へ受け継がれている女子特有の規範・行動における「性役割のステレオタイプ」と生徒・教師の対応

#### ②対象ー茨城県下の高等学校の運動部（バスケットボール部）の指導者と生徒 (ア) 磐原高等学校 (イ) 鹿島高等学校 (ウ) 水戸第二高等学校

#### ③方法ー参与観察およびインタビュー（アンケート）

④期間ー1991年8月～11月（8月は予備調査；各高校について約3週間ずつ）

⑤フィールドワークについて一普段の練習を中心と観察した。（調査期間中、試合や合宿がある場合にはそれらについても観察をした。）人数が足りないときは練習に加わるようにしたが、基本的にはコートの外で練習の妨げにならないような観察に徹した。ただし練習の合間、練習が始まる前や終わった後は教師や生徒と（インタビューを兼ねて）できるだけ接するようにした。

### 3、結果と考察

3つの高等学校の調査から、教師の指導や先輩から後輩へ受け継がれている規範・行動において「性役割のステレオタイプ」が存在し「性的ステレオタイプ」がおこなわれていることがわかった。また教師の「性役割のステレオタイプ」は統制手段として用いられ「性的ステレオタイプ」が行なわれていた。しかし「性的ステレオタイプ」は、教師の指導や先輩から後輩へ受け継がれている規範・行動によって、一方的に生徒に対して行なわれているわけではない。それぞれの集団における生徒の相互関係や教師と生徒の相互関係によって、多様な「性的ステレオタイプ」が行なわれていた。学校教育である運動部活動は、①「教育性」だけではなく「競技性」をもち、目的は「勝つこと」や「勝つことを通して人間形成をおこなう場」でもあるため、その手段としての「性役割のステレオタイプ」が存在しやすい②教師や生徒の相互関係や生徒の相互関係が親密で集団性が強いため「性的ステレオタイプ」が慣習的に行なわれることによって、「性的ステレオタイプ」が行なわれやすい場である③スポーツという身体運動であるためその身体的差異が社會的な差異に変換されやすいと考えられる。

また運動部活動における「性的ステレオタイプ」は、女子生徒のそこでのスポーツ活動や学校生活、日常生活を拘束していた。しかし生徒たちはそのことに気づいていないことが多い。「性役割はそれぞれの社會化の過程における無意図的な教育や無意識の条件付けを通して獲得される」といわれるよう、運動部活動における「性的ステレオタイプ」は個々人の「性役割のステレオタイプ」の内面化を招くと考えられる。運動部活動で「性的ステレオタイプ」が行なわれることによって、現在あるいはこれからスポーツ活動や学校生活、日常生活における女子の潜在的な能力を極めて大きく制限すると考えられる。

## 「第3回世界陸上競技選手権大会最終選考会出場選手の意識調査

～ボイコット・差別・ドーピング・スポーツ報道について～

志岐 幸子（早稲田大学）

### 1. はじめに

競技の主役である選手達が、それと密接に関わっている政治、（人種）差別、ドーピング、あるいは、スポーツ報道やスポーツの商業主義といった事柄に対して、どのような意識や考えをもっているのだろうか。こうした事柄はまた、スポーツの理想や理念と深く関わるものである。その意味では、この問題を明らかにすることは、スポーツの理想や理念を具体的に提示する「オリンピック」を考えるときにも、大きな指針となるであろう。そこで、その最初のステップとして、今回わが国の一流陸上選手を対象に調査を実施した。

### 2. 調査方法

調査対象はわが国一流の陸上選手とし、平成3年8月5日から札幌市で実施された第3回世界陸上選手権大会直前合宿の参加者とした。そこで、日本陸上競技連盟の承認を得て同合宿に同行し、8月9日から12日の間に、コーチ等の役員を通じて調査票を配布し、役員を通じたり、回収箱等で回収した。また、直接郵送されたもの、及び、世界陸上の最終選考会を兼ねた第4回南部忠平記念陸上競技大会時に回収された調査票も若干含まれる。配布調査票数は、113であり、回収数は97、有効回収率は85.5%であった。

### 3. 結果と考察

#### (1) ボイコット問題について

表1は、仮にわが国がバルセロナ五輪を政治的な理由でボイコットした場合、どのような態度をとるかを尋ねたものである。全体を見ると、「わからない」が57%、「何らかの抗議をする」が27%、「ボイコットを認める」18%であった。政治的な問題に対する無関心、ないしは、競技中心的な考え方をする者が多い、と言えるのだろうか。これを年齢別に見ると、若年層に「わからない」の割合が高い。そのことは、政治に対する無関心さより競技のみに対する関心の高さを示しているのではないか。これは、若年層に、「抗議をする」（恐らく、「出場せしろ」という抗議であろうから）が多く、高年齢層に「認める」が多いことからも推測できる。しかしながら、高年齢層の場合、社会的立場から、真意は「抗議したい」のにそれを抑えなければならないこともあるであろう。

(2)は略

#### (3) ドーピングについて

ソウル五輪以前にドーピングを行っていなかった選手95名（ドーピングを半強制的に実行させられた経験のある選手が2名あった）を対象に、「ドーピングを試みようと考えた経験の有無」を尋ねた質問では、表3のような結果を得た。「YES」17%、「NO」79%であった。これを年齢別に見ると、20歳以下の選手で「YES」と答えているのは6%にすぎないが、21～35歳では年齢が高くなるにつれ、「YES」の割合が多くなっている。これは、伸びる可能性の多い若年層に比べ、高年齢層には、「競技をやめるまでに結果を出さなければ」という焦りが生じるからではないか。あるいは、ドーピングそのものに対する考え方方に変化があったのだろうか。

(4)は略

### 4. まとめ

調査結果を総合すると、以下の3点が主な問題点として挙げられる。

(1) ボイコットや差別などといった、選手が抗議したいと考えることが起こった場合、個人単位では実行しにくい。

(2) 選手へのドーピングの強制や、商業主義を背景とした不当な干渉への対策がない

(3) 選手の権利が蔑ろにされている

従って、選手強化を目的としている現在の選手会以外に、選手の権利を尊重することを推進する会なり、機関なりを作る必要があると考える。前述したような問題について選手が自由な立場で発言し、個人単位ではなく、選手全体の意見としてスポーツ界に反映させる組織や制度が必要であろう。その際、主要スポーツばかりでなく、全ての競技を含むことも大切である。

【表1】 仮想的ボイコットに対する反応				
項目	N	何らかの抗議をする	認める	?
全体	113(100.0)	29(26.2)	21(18.6)	53(46.8)
11～19歳	34(30.0)	7(20.6)	4(11.8)	10(30.0)
20～29歳	31(27.6)	15(48.4)	2(6.5)	10(32.3)
30～39歳	17(15.0)	1(5.9)	1(5.9)	14(82.4)
40～49歳	1(1.0)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)
50～59歳	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
60～69歳	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
70～79歳	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
80歳以上	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)

【表3】 選手がドーピングをしたか				
項目	N	YES	NO	?
全 働	100	17(17.0)	73(73.0)	0(0.0)
11～19歳	100	11(11.0)	81(81.0)	0(0.0)
20～29歳	100	20(20.0)	79(79.0)	1(1.0)
30～39歳	100	1(1.0)	96(96.0)	3(3.0)
40～49歳	100	0(0.0)	100(100.0)	0(0.0)
50～59歳	100	0(0.0)	100(100.0)	0(0.0)
60～69歳	100	0(0.0)	100(100.0)	0(0.0)
70～79歳	100	0(0.0)	100(100.0)	0(0.0)
80歳以上	100	0(0.0)	100(100.0)	0(0.0)

## 「登山クラブの組織・学習構造と会員の意識形成」

笹瀬 雅史（文化女子大学室蘭短期大学）

### 1. 序

本研究は、スポーツクラブの社会的・教育的機能に注目し、生涯にわたる登山継続の可能性をもつという点で注目できる登山クラブを事例に、組織・学習構造と、それが会員のクラブ活動、登山活動への積極的な意識形成にはたす役割と意義をあきらかにすることを目的とした。

### 2. 方法

調査は2段階で行った。①北海道札幌市の2つの登山組織に加盟するクラブを対象に調査を行った。札幌山岳連盟（岳連系クラブ）、および北海道道央地区労働者山岳連盟（労山系クラブ）に加盟するクラブを対象にアンケート調査を行い、代表者に記入してもらった。期間は1988年10月15日～31日に行い、26団体中23団体の回答を得た（回収率88.5%）。調査では、クラブ組織における具体的な内容とその意義に注目した。②つぎに、生涯登山という視点から注目される労山系クラブの中央労山を事例にとりあげ、その組織、運営、活動、教育について検討した。そして、その構成員個人の事例について、面接調査（23名）をもとに登山者の意識形成に関わる視点から考察した。

### 3. 結果と考察

#### （1）2つの登山組織

調査結果から、多様な登山クラブの存在とその実態があきらかになった。札幌には2つの登山組織があるが、学習活動の活発さの点から、労山系クラブが注目できる。

労山系クラブの特徴は、地域を基盤として多様な指向別のクラブがあり、女性や中高年齢者などの組織化を中心にしてきたこと、大衆化に対応すべき組織、活動体制を採っていること、初心者教育や、技術講習会、理論学習など学習活動を重視していることである。学習活動では、登山技術・理論、組織運営活動、自然保護問題や遭難事故問題などの社会との関わりという3つの学習内容を他団体や連盟との連携のもとに行っていた。

#### （2）労山系オールラウンド型クラブの組織・学習構造

次に、生涯登山の可能性を有していると考えられるオールラウンド型クラブ中央労山を事例に、組織と学習構造について考察した。中央労山では、多くの会員を維持しつつ多様な要求に応え、オールラウンドな活動をするために、組織運営、教育体制、コミュニケーションづくりの諸点で多くの意識的な取り組みが行われていた。

#### （3）クラブ会員の意識と教育的機能

面接調査をもとに所属会員のうち23名について、①会員のクラブ活動への意識、②登山と労働・生活への意識—社会認識の契機、③登山と自然認識の形成、の面からクラブの教育的機能について考察した。

会員の意識調査から、クラブの活動と学習を通して、会員は技術の習得のみならず、組織運営への参加、友人など社会関係の評価、登山への権利意識と社会の関係、自然への意識、生涯継続の意欲などの積極的な意識を形成していた。また、入会1年目の会員と2年目以上の会員との比較から、クラブ経験年数が多い会員は、より意識が強化していることがわかった。このことからクラブは教育機関として、会員が登山を生涯継続していく基盤としての機能をはたしていると考えられた。

## スポーツ少年団における保護者のスポーツ推薦入学願望の分析

上杉正幸（香川大学）

現在わが国において子どものスポーツ活動が盛んであるが、その一方で、ハードな練習や試合が子どもにとって大きな身体的・精神的負担となっている場合がみられる。このような子どものスポーツ活動の過熱化を強める要因の一つとして、子どもに対する保護者の期待が考えられる。新開谷央や丸山富雄は保護者の教育への関心の高さが子どものスポーツ活動の過熱化と関連していることを指摘しているが、本研究では、子どものスポーツに対する保護者の期待を学歴社会との関連において考えてみる。現在のわが国は、高い学歴を持った者が増加した高学歴社会となっている。その状況下で、スポーツによる推薦入試を実施する大学も増えてきた。スポーツ推薦入学において選抜の基準となるのは高いスポーツ業績であり、中学あるいは高校のスポーツが推薦入学との関連を持っていることは、子どものスポーツ活動にも何らかの影響を与えると考えられる。そこで、保護者がどの程度スポーツ推薦入学への願望を持っているのか、その願望が子どものスポーツ活動に対するどのような期待や関与の仕方と結び付いているのかを実証的に分析する。

### （1）調査の方法

調査は、1990年7月から8月にかけて、野球、サッカー、剣道、バレーボールを行っている香川県下のスポーツ少年団の中から、そこに子供を通わせている保護者1259名を対象にして郵送法によるアンケート調査を行った。回収数は791名（回収率63.3%）であった。

### （2）調査の結果

子どもの大学進学に対する保護者の願望についてみると、「子どもを大学へ行かせたい」と答えた者が34.9%、「できれば行かせたい」が47.5%であった。また「スポーツ推薦があった方がよい」と答えた者が41.9%、「どちらとも」が49.9%、「なくした方がよい」が8.2%であった。そして「将来、子どもにスポーツによる推薦入学の機会があれば、させたい」と答えた者が32.4%、「どちらとも」が46.5%、「そう思わない」が21.2%であった。

### （3）スポーツ推薦入学願望と子どものスポーツへの期待や関与の仕方

保護者のスポーツ推薦入学への願望と子どものスポーツ活動に対する期待や関与の仕方との関連を明らかにするために、スポーツ推薦入学への願望の有無を基準にして数量化論II類による分析を行った。その結果、相関比は0.495であり、有意な偏相関を示した要因

は表1に掲げた10の要因であった。

### スポーツ推薦入学への願望を規定する要因

として、職業、運動部所属経験、学歴などの保護者の属性がある。推薦入学への願望が強いのは、販売・サービス業、自営業、経営・管理職の者、運動部に所属した経験のある者、高等専門学校・短期大学卒の者などである。

試合出場の度合、学年、学業成績、種目などの子どもの属性もこの願望を規定する要因となっている。試合に出場する度合が高い子ども、低学年の子ども、学業成績が低い子ども、野球を行っている子どもの保護者に推薦入学への願望が強くなっている。

そして、スポーツ推薦入学への願望は少年団活動に対する保護者の関与の仕方や期待となってあらわれる。その願望の強い者は試合の見学を重視し、練習は見に行かなくても試合は見に行こうとする傾向が強いのである。また、推薦入学への願望の強い者は子どもに対して「将来スポーツで有名になってほしい」という有名志向の期待を持っている。

さらに相関分析の結果、「絶対上手になってほしい」という技術志向、「絶対レギュラーになってほしい」というレギュラー志向、「中学・高校になんでも今のスポーツを続けてほしい」という種目継続志向は、推薦入学願望と相関関係にあるが、その関係以上に有名志向と強く相関していることが明らかになった。推薦入学への願望を持った保護者は子どもに対して将来スポーツで有名になってほしいという期待を強め、その期待を通して、上手になってほしい、レギュラーになってほしい、これからも同じ種目を続けてほしいなどの期待を持つと考えられる。

スポーツ推薦入学への願望はスポーツ推薦入学制度そのものへの評価と関連しており、評価が高くなるほど願望も強くなる。現在わが国においては、大学の入学者選抜方法の多様化が叫ばれ、スポーツ推薦入学方法を採用する大学が増加してきているが、今後この傾向が続ければ、保護者のスポーツ推薦入学への願望はますます強くなると考えられる。しかしその状況の中には、保護者のスポーツ推薦入学への願望が子どものスポーツ活動に対する過剰な期待や関与となって現れる危険性が潜んでいるといえる。

表1：「推薦入学願望」に関連する要因 N=603

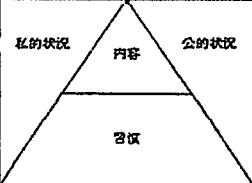
項目	偏相関(レジ)
スポーツ推薦制度に対する評価	.551(.2.37)
有名志向	.199(. .77)
職業	.177(. .74)
少年団への関与	.171(. .45)
運動部所属経験	.146(. .33)
子どもの試合出場	.138(. .54)
子どもの学年	.138(. .47)
子どもの学業成績	.122(. .60)
種目	.111(. .33)
学歴	.110(. .40)

## レジャー行動習慣の関わり方分析(2) ー行動リズム／週からみてー

広島大学 荒井 貞光

(1) “時短の時代”ともいわれる中、スポーツ活動もその影響を様々に受けている。「週休2日はかえってゆとりがない。」「チームワークでやるソフトボールのリーグがなりたくなかった。」「そろって旅行ができるようになった。」等々。全体としてみれば、量的に肥大化するレジャーのなかのスポーツであるが、肥大化の内容についての分析はあまりなされていなかった。

(2) 前研究(1)第4回日本体育学会においては、図の行動モデルを用い、スポーツ、文化活動をベースに規定する“習慣”的指標の傾向を明らかにすることができた。特に、7番目の指標、“いつ”については、「休日に集中してやりたい」29.5%、「平日に集中してやりたい」30.1%、「どちらでもよい」34.4%と分化し、またエリア・サービスなどリアルな課題からしても、いわば時間リズムの問題は、重要になっている。



(3) 本報告は、次のことをデータ的に明らかにする。

① 肥大化しているスポーツ活動・需要であるが、より具体的にはどういう時間構造で、スポーツはサイズアップしているのか。

② 活動内容にしほると、多様化しているといわれるスポーツは、いわば<運動>型と、<スポーツ>型に大別される。この2タイプからみて、(1)の問題はどのように認識したらよいのか。

③ (1)、(2)の問題は、レジャー内容のなかで、特に文化活動との関連から見るとどうなるのか。

(4) 主に、以上の3点について報告したい。なお、発表プレサービス情報として、次のクエスチョンを提出しましよう。

「盛んになったスポーツではありますが、100人いたとして、そのうち何人の人が本当にスポーツ好き・没けの人だと思いますか？」

## スポーツ・レジャー活動とaging に関する社会学的研究動向

川西正志（鹿屋体育大学）

### 1.はじめに

わが国においては、間近にせまった21世紀への突入とともに、やがて高齢社会を迎えることとなる。周知のように、そこでは、高齢者層にかかる医療費の負担、経済保障、生きがいづくりなどの社会的問題の到来は確実に予想され、いわゆる健康で自活能力をそなえ、生きがいをもった高齢者の出現と、理想的な加齢 (successful aging) のための環境整備に、国の施策もより具体性をもつ時期にきているようである。その意味からも、将来的な高齢者問題に対して、関係各方面より体育・スポーツの果たす役割が期待されている。

これまで、わが国のスポーツ・レジャー社会学研究においては、高齢者を対象とした健康や生きがいづくりとスポーツ・レジャー活動に着目したものが多く、なかでもゲートボール愛好者の行動特性や社会心理学的側面、さらに最近では社会化メカニズムの検討がなされてきている。

しかしながら、一方では、高齢期に至るまでの加齢 (aging) のプロセスとスポーツ・レジャー活動に着目した研究はあまり行われていないのが現状である。今後は、人々の生涯にわたる各ライフステージで自分のライフスタイルにあったスポーツやレジャー活動に親しむ習慣を身につけるための教育・振興プログラムの開発と同時に、そのための裏づけとなる加齢にともなうスポーツ・レジャー行動の記述やメカニズムの説明に関する研究の積み重ねが重要な課題である。

### 2.目的

本研究においては、これまでのスポーツ・レジャー活動とagingに関する研究のうち、特に、その時代的な経緯から研究事象と研究成果について、その質的・量的側面から動向を明らかにし、今後の研究課題について検討することを目的としている。

### 3.方法

本研究で対象とした研究論文・文献は、1990年までのSIRLS（カナダウォータール大学所有のスポーツ・レジャー社会学・社会心理学の文献データベース）で、aged、aging、ageingのキーワードで検索した研究の書誌情報とオリジナル研究論文・文献である。

### 4.結果および考察

これらagingに関する研究では、加齢プロセスをさまざまな年齢コホート分析を中心として、人々の身体活動やスポーツを広くレジャー行動の一部として捉えて研究がなされている。

まず、1990年までにSIRLSに登録されたaging関係の研究は、量的側面の上では400件にのぼり、その時代ごとの発表件数は表1に示すようである。全体のおよそ60%が1980年以降に発表されていることがわかる。

表1. スポーツ・レジャーとagingに関する社会学的研究

年代	n	%
1955-1959	2	0.5
1960-1964	10	2.5
1965-1969	14	3.5
1970-1974	55	13.7
1975-1979	67	16.7
1980-1984	123	30.8
1985-1990	129	32.3

次に、研究事象について見てみると、高齢期と退職期、さらに各年齢コホートから見た加齢プロセスごとのスポーツ・レジャー参与の量的側面に着目したものや、社会化プロセス、社会参加、生活満足度や情緒的意識・態度などの社会心理学的側面との関係が明らかにされている。

より詳しい研究結果については、発表資料とともに当日報告する予定である。

## 加齢にともなうスポーツ参加の変動について

海老原修（横浜国立大学教育学部）

年齢と社会的行動の関係を分析する際には、その理論的枠組みを、老年学から援用している。「離脱説」(disengagement theory)とは役割の遂行から離れてしまう、「活動説」(activity theory)では引退前と同じ活動水準で新しい役割を取得遂行する、「継続説」(continuity theory)とは引退後も同じ役割を演じるがその遂行水準を次第に落としていく、社会的解体論(social breakdown theory)とは或る役割の喪失にともなう否定的なラベリングでそれによって全体の活動水準を低下せしめる、などがあげられる(Greendorfer and Blinde,1985)。

総理府「体力・スポーツに関する世論調査」（内閣総理大臣官房広報室）は、昭和32年(1957)以来、わが国のスポーツ人口の動向を継続的に把握してきた調査である。過去1年間になんらかの運動・スポーツを実施した者の割合は、昭和32年(1957)の14%に始まり調査ごとに増加し続け、昭和47年以後は60%台の数値を示す。世代間の流れに着目すると、いずれの調査においても高齢な世代ほど実施率は低い。故に、加齢にともなってスポーツ参加者が減少すると考えられ、Loy et al.(1978)の指摘と一致している。しかし、横断的に、実施時点の運動・スポーツ人口の増減を捉えて、それが増加してきたことを意味するのであるならば、確かに肯定せざるを得ないが、同一人物が運動・スポーツに参加し始めたことを意味するのであるならば、すなわち、縦断的に同一世代の実施状況を追跡するならば、慎重に検討する必要がある(海老原,1986)。たとえば、高齢者(80歳以上)の運動・スポーツ実施状況に着目すると、昭和47年と昭和57年を比較すると横断的に考えるならば、20%から40%と2倍に実施率は増加している。しかし、昭和57年に40%を示す世代は、10年前の昭和47年の50歳代であり、この実施率は37%となる。このような縦断的視点から、いくつかの世代を追跡すると、その運動習慣が保持継続されている世代には連続説を、増加傾向を示す世代には活動説を、それぞれあてはめることができる。スポーツ参加の増減は加齢によるというよりは、その世代特有の時代背景や属性に左右されるとの推察を可能にする。

ところで、スポーツ参加の継続の障害となる要因として、McPherson(1991)は以下のようない影響を指摘している。

### A number of barriers to participate in later life aging effects

- loss of health and energy
- loss of income
- lack of a partner
- inability to drive to facilities

### cohort effects

- life-long values
- less socialized into sport

### societal effects

- less information
- lack of opportunities in the community

このような要因から、教育レベルを取り上げ、そのスポーツ参加動向を検討する。従来、ライフサイクルとスポーツ参加では、中年期にスポーツ参加が減少し、若年期と高齢期に増加を示すため、U字型カーブが定説である(Loy et al.,1978)。しかし、教育レベルによって、また男性と女性でも、その参加動向をかなり異なる。男性では、低学歴者、中学歴者ではU字型カーブを示すが、高学歴者ではS字型カーブとなる。これは、高学歴の達成が高い社会的地位を獲得し、この地位によって余暇時間、可処分所得が増大し結果的にスポーツ参加を保障する。そのためには、若い時には学習塾や受験さらには仕事にエネルギーを費やす、という図式になる。したがって、スポーツ参加からの引退は、高学歴ほど遅く、学歴が低いほど早期になると結論できる。また、女性では、20代、30代、40代後半にその参加率が下降する。その下降傾向は、参加率が高い高学歴者ほど相対的に急になる。彼女達のスポーツ参加の背景には、中年期までは、出産、育児、受験などの子どもに関する因子が影響する。また、中高年期には、達成した教育レベルに応じた配偶者の社会的地位や収入によってスポーツ参加が保障されると判断される。

「スポーツをめぐる社会パートナーシップ論－イギリスにおける  
local authorities のスポーツ政策を中心に」 中村祐司（早稲田大学）

本報告ではイギリス（特にイングランド及びウェールズ）のスポーツをめぐる社会パートナーシップを考える上での一助として、local authorities に焦点を当て、スポーツ政策をめぐるRegional CouncilやSports Council等との関連について、1980年代における保守党政権による政治・経済政策を踏まえた上で論じる。

1960年代後半から1970年代におけるlocal authorities のスポーツ政策に影響を及ぼした要因として、1)1972年のSports Councilの設立、2)スポーツ・レジャーセンターやカントリーパークといった新しいタイプの施設の誕生、3)1960年代後半において論議された包括的なレジャーサービス部門の必要性、4)1974年におけるlocal authorities の再編成、5)スポーツ政策をめぐる計画策定の重視、6)1973年における上院報告、7)1975年における政府白書、などが挙げられる。

レジャー政策の一要素としのスポーツ政策は、1980年代におけるサッチャー政府による経済政策（マネーサプライの上昇率抑制、政府借入金の規模削減、公共支出の総額削減の3原則）の影響を受けた。防衛・警察・年金・保険関係の領域は支出削減の対象外となつたため、それ以外の住宅、公共交通機関、教育といったLocal authorities の提供する行政サービス領域が主な対象となつたのである。こうした動きに巻き込まれる形で、スポーツ政策についても財政領域に対する監査委員会による介入や、政策施行の運営面における競合性の導入義務化等が「効率性」という名の下で図られた。

以上のような一連の政治・経済状況の流れの中で、地方レベルにおけるスポーツ政策の立案や政策決定過程、財源調達等における他部局やRegional Council, Sports Council (regional offices) 間の調整や協力といったものの中にlocal authorities が位置し統けていると言える。本報告ではこうしたスポーツをめぐるpolicy community における諸組織間の関係を明かにする。local authorities についてはカウンティカウンシルにとどまらず、ディストリクトカウンシルにおけるスポーツ施策についても言及したい（例えば、ニュースカル・アポン・タイン市のレクリエーション・レジャー行政）。また、第3層のlocal authorities であるローカルカウンシルは運動場やスイミングプール等のスポーツ・レクリエーション施設に関する権限を有する。いずれにせよ、本報告では従来取り上げられなかつた視点からスポーツをめぐる各セクター間の政策関連を明確にしたい。

## 「スポーツ社会学へのスポーツ事故訴訟からのアプローチ（1）」

— 大学運動部の事故訴訟を中心にして — 小 谷 寛 二（水産大学校）

近年、スポーツは量的に拡大し、質的に高まりつつ多様化・高度化する傾向にある。一方、スポーツ事故の責任の帰属主体をめぐり、その補償が厳しく問われている。大学教育の一環で有ることを達成とする大学運動部は学生の自主的・自治的な運営で行われている。訴訟といった形によって問われた大学運動部の事故訴訟判例を検討することによって、現実に問われている大学運動部の社会関係を考察する。

### 1 大学と大学課外クラブ活動中の事故と安全義務

以下は、これまでの訴訟判例による大学課外クラブ活動中の事故と安全義務関係の概略である。

#### 1-1 大学課外活動中の大学の安全義務の範囲

(1)大学教育＝「学術的知識とともに深く専門の学芸を教授し、知的、道徳的および応用力を開拓させることを目的とする。」

##### (2)大学課外教育

・位置づけ＝一般に「大学の課外活動であるクラブ活動は、大学の教育の一環である。」  
・学生の自主性＝「大学のクラブ活動は、本質的に自主性が尊重されるべきであり、構成員の肉体的、精神的発育状況からすると、危険防止に必要な対策を講じることも、原則的にクラブまたはクラブ員の自主性に委ねられている。」「それは学生の人格形成にとって意義があるとして大学は一般に、これに対して施設の供与・備品の貸与をし、指導と助言を与えていた。」「大学は一般的には各種スポーツから生じる危険を除去する具体的な方策を立てる能力はない。」

1-2 顧問の安全義務＝「顧問の委嘱はクラブ員の経意であって大学ではない。」「顧問の引受けはその顧問の任意による。」「顧問は専門的技術・知識・を有していることは必要ない。」「顧問は助言者なし精神的協力者・側面的助言者に過ぎない。」「部員としての学生に生じる危険を防止すべき義務を負わない。」「顧問は相当の知識を有し、多少の指導をしても義務を負わない。」「「顧問の認印を得て大学に届けているのは従前の慣例によって報告的に行われているに過ぎない。」「普通は連絡調整役」「施設管理上、部員および部員以外の第3者にとって危険のない場所を選ぶ注意義務がある。 — 疑問 — 」

1-3 コーチの安全義務＝「大学当局・顧問と異なり、学生の技能・能力その他の状況に応じて安全性を考えた指導を行い、クラブ活動に付随して一般に生じる事故を防止すべき義務を負っている。 — 専門家としての安全義務 — 」「ただし、小・中・高校と異なり、学生の技能・能力に応じた指導・ルールを守って行動するよう指導すべき義務はあるが、スポーツ活動はそれ自体一定の危険を伴うものであるから、参加者がグループに従って行動している以上、スポーツ固有の危険が発生して生じた事故にまで、責任は及ばない。」

1-4 学生部長の安全義務＝「原則として個々の具体的なクラブ活動に関して学生の生命・身体の安全を配慮すべき義務を負わない。」「大学に届け出されたクラブの指導計画に対して、報告的になされたもので、これに対して指導監督する義務は原則的ない。「ただし、一見明かな特別の予見可能性があり、かつ防止措置を取ることが比較的容易である場合には法的責任を問われる。 — 履行補助者 — 」

#### 1-5 国立大学と私立大学の安全義務

私立大学＝在学契約の存在、それに基づく学生の生命・身体の安全に配慮すべき義務  
国立大学＝行政処分関係に内在し、付随するものとして、学生の生命・身体・健康についての安全配慮義務

### 2 大学運動部の学生間事故と安全義務

2-1 リンチ・暴行と大学の安全義務＝大学の安全義務の範囲外で生じたものであるから、原則的には安全義務を負わないが、特別の予見可能性があり、かつ防止措置を取ることが比較的容易である場合には、法的責任が生じる。

2-2 運動部員のリーダーの安全義務＝部長・副部長・会計担当者の地位において「まとめ役」に過ぎない。他略

#### 2-3 共同不法行為＝略

### 3 事故訴訟が示す大学運動（スポーツ）部における社会関係

今日の大学運動部を実質的に支配するのは学外競技団体・OB会であって教授会に代表される大学ではなく、一部の私立大学において何らかの形で運動部に影響力を行使していることが見受けられる（木村秀明、1992年）。大学とスポーツクラブ・サークルの関係は、大学との濃厚な関係から、大学の福利サービス的なものまで多元的な様相を呈している。社会的現実としての事故訴訟から、指導者の地位・役割、学内・学外団体関係、支配関係、等の考察を行い、その問題点・社会関係について述べる。

## “オープン・カルチャラルスペース”の現実的基盤を考える

—マンデル夫妻、P・ブルデューの仕事に関する—

筑波大学体育科学系 松村 和則

大変なタイトルを付けてしまったと今更ながら後悔して、このアブストラクトも永らく、書く勇気が湧かないで、延しのばしで今日までできてしまいました。理論の系譜も問題を組み立てるために念頭においた社会的現実も全く異なるものを敢えて同時に論じようと言うのですから、始めから無理なことは目に見えています。（P・ブルデューは対立する理論も已れの土俵に引きずりこんで料理するのが「手口」であり、また、それが社会学者の力量だというのですが。）

現実に立脚しない社会学理論がありえないことはいうまでもないのですが、「理論」の抽象度はそれぞれの研究者の認識論的な背景と依って立つ「現場」の違いが微妙に反映し、様々な様相を見せます。理論を消費する研究者もしかりです。さらに、社会学者の社会的空间での位置が、様々な「知」の生産の前提にあることも蛇足ながら付け加えておく必要があるでしょう。

さて、今回の報告はマンデル夫妻これまでのトリニダード・トバゴ（人口100万足らずの小国）を中心としたカリブ海諸国のバスケットボール文化の発展に関する社会学的研究の理論的背景に焦点をおこうと思います。<sup>(1)</sup>（彼らの研究はほとんどP・ブルデューとの直接的な接点はないので、ブルデュー社会学は後景に退いてしまいますが、私の実証研究は彼の「スポーツ社会学の計画表」を強く念頭において考えているので知らず知らずのうちに交響してしまうのです。）彼らの研究の領域は唯一バスケットボールを素材としたがらも大変幅広く、その全体像を論じるには筆者の力量が物足りない。文化伝播論、市民社会論、ヘゲモニー論、西インド諸島文化論等々。

今回の報告は彼らがバスケットボールの「場」を「オープン・カルチャラルスペース」（＝「自由なる文化空間」とでもいうのでしょうか？）と捉える意義を巡って考えてみたいと思います。しかし、この問題は大変難しい議論に我々を運んでいきます。つまり、「ヘゲモニー論」です。旧植民地の「帝国主義」支配の一環としてスポーツを利用するという伝統的なマルクス主義の立場（Rigauer, Hoch, Beamish, Broha…）に対し、文化的ヘゲモニーのための階級闘争の場としてスポーツの現場を考えるネオ・マルキストたち（Gruneau, Hargreaves …）。「双方ともが彼らの理論構成のためのミクロな基礎資料が

提供できていない」とマンデル夫妻は考えます。

「かくして、自由空間 open area での活動は、上流階級の支配継続を骨かすものではないがゆえに、支配集団は彼らの活動に無頓着であろう。その結果、社会のリーダーたちが抵抗も関心すら示すことなく、非エリートの文化ーカリブ人のバスケットボールの様には発展し、かつ大きな花を咲かせることにもなるだろう。しかし、加えてこうした活動の大きな発展はリーダーシップを以げる階級の支配への挑戦を意味するものではない。すなわち、バスケットボールは貧困層の活動であり、その成長は、すぐに下層階級に受け入れられるものではない。また、当該社会の階級構造の反映でも、その権力の布置の反映でもない。」

Open spaceの存在は、ネオ・マルクス主義者が言うような階級闘争あるいは革命的変動にとつては何の意味ももたないにもかかわらず、その存在は重要である。言うならば、それは当該社会の基底にある民主化のプロセスを意味している。彼らが選択権をもち、統制を受けるその諸地域を切開くための諸個人と諸々の集団の能力は、個人生活、社会生活双方を豊かなものにする。こうした面において、人々は技術を伸し、自分自身に創造力と喜びをもたらす。そして、集団やコミュニティの連帯性を育む。しかし、次の様にも同様に言うべきだろう。こうした open space は、忍耐を要する環境にも、民族主義の温床にも変り得るということを。」（IV章からの引用）<sup>(2)</sup>

J・ハーグリーブスもP・ブルデューも共に日本での講演では、自らの理論は彼らが暮らす社会を念頭において「構成」しているといいました。私は、今、福島県の磐梯山周辺と南会津地方のスポーツ・リゾート開発の現場を歩いています。その「現場」で見聞きしたこと、考えたことでこの問題にアプローチしてみます。最後に、一言だけいえばマンデル夫妻は文化の「再生産」には余り関心を払っていません。また、大衆文化の中でスポーツがどういう位置を占めるかにも触れていません。グラムシの思想へも当然議論が及ぶべきなどですが、今回は果せません。限界を知りつつ議論が拡散しないための工夫として、日本の現実を常に念頭において報告したいと思っています。

### 【註】

- (1) 以前に簡単な紹介をしました。「開発途上国の『スポーツと社会』」『体育・スポーツ社会学研究』第9号 1990 P141-150
- (2) Open Cultural Space: Grassroots Basketball in the English-speaking Caribbean  
『スポーツ教育筑波国際研究集会大会号』P166-188

## 身体技法の歴史・社会学的分析に関する研究

—軍事訓練と体育科教育における身体—

清水 諭（筑波大学）

### 1. 問題の所在

文化における身体の問題は、1960年代から哲学、心理学、社会学、文化人類学、そして文学や芸術といった様々な領域で、時に領域を超えて論議されてきている。そこでは、現象学や深層心理学、そして言語学をふまえた構造主義、記号学が思想の基盤にあり、その系譜上に無意識の振舞いや身体そのものへの注目があると考えられる。

未開社会で生活する人々の身体と感情そして無意識の構造への関心、その儀礼や慣習をふまえてのマクロコスモス（宇宙）につながるミクロコスモス（身体）という象徴的な構図に着目したもの、そして現代の我々に通底する錯綜体としての身体や身体間のコミュニケーションについての論考、あるいは、身体の支配という巧妙に仕組まれた権力構造を言及したものなどがある。これらには、表面的で可視的な制度を合理的な枠組みで捉えようすることへの批判が含まれていたし、それは機能主義や主觀主義そしてロゴス中心主義に対するもうひとつの視点であったといえる。身体に注目することは、この批判の上に立って、無意識的かつ不可視の構造に注目し、人間の多様性を示そうとするものであったに違いない。

さて、体育・スポーツの分野で身体はどのように捉えられ、考察されてきたのか。身体の動作や運動を規格化し、型にはめ込んできた体育界と、それを土台にしながら、速く、高く、強いことを絶対視して、運動能力を高め、体位の向上を図ることだけに専心していたスポーツ界において、記録を生み出すために測定され、量化される道具としての解剖学的身体を重視してきたことは事実である。そして、それを分析してきた知見は、生理学、解剖学、バイオメカニクス、人体測定学、さらに進んでスポーツ遺伝学であったといえよう。また、スポーツを社会科学の視角から分析するにあたっては、制度論、組織論、そして集団論、あるいは、スポーツのイデオロギー論などから考察されてきたが、身体それ自体に注目したものはあまり見られなかった。（なぜ、このような傾向を示してきたかについても言及しなければならないが。）

H. Eichbergは、スポーツ社会学の課題について以下のように述べている。「…スポーツ社会学は、確固とした領域であり、他の領域の方法や考え方をスポーツに応用するだけのものではない。クラブの組織化、参与の形態、年齢や階級の層化、ジンジャーの表象

などについての社会学はスポーツ社会学の中心を構成するものではないだろう。そのパースペクティヴは反対にある。すなわち、他の社会学者たちが語ることのできないひとつの物語を語りながらスポーツを見ること、社会的身体の歴史である。つまり、基盤研究としてのスポーツ社会学である。」

本発表では、このような課題を想起させる思想の系譜に触れた後、身体についての具体的課題を挙げ、その一部についての考察を述べる。身体の社会学への視線を語ることは、同時に、それを分析するレンズあるいはその道具についても論述しなければならないだろうし、そうしながら考察していくことは、社会科学の認識論に対して何らかのアプローチが可能になると考える。

### 2. 身体の社会学の視角

身体への視線の系譜についてここでは、M. Mauss, C. Lévi-Strauss, そしてP. Bourdieuの流れを追うこととする。それは、主觀主義／客觀主義、実践／構造、経験／理論、通時性／共時性といった二項対立を乗り越える点に社会科学の課題を見出し、それをふまえて、身体に注目していった経過が読み取れるからでもある。

M. Maussは、「ある制度の影響を個人の意識において再確認するのではないかぎり、その制度の意味や機能を把握したと確信することはできないのである。…一切の解釈は、歴史的もしくは比較的方法による分析のもつ客觀性を生きた経験のもつ主觀性に合致させなければならない。」として、全体的社会事実における個人の生活歴に注目した。そして、「通常我々は精神とその反復能力のみしか見出さないところに技法と集合的個人的な実践理性を見出す必要がある」として身体技法の概念を提示したのである。こうした人間の全体性への視線は、C. Lévi-Straussにおいて研究者の客觀性と主觀化の問題として考えられ、行為者自らがそれと意識せずに行動している無意識的行動領域の存在を認識し、その法則の発見と体系的認識を重要課題とした。これに対して、P. Bourdieuは、「外なる客觀的構造を内在化し、実践を通して外在化する原理が、内在的な心身の構造としてのハビトゥスであり、それは客觀的構造と実践とを媒介するもう一つの構造（心身の）である」と述べ、ハビトゥスの概念を生起させた。そしてまた、スポーツについて「理論と実践…言説と身体との間の関係に関わる諸問題が最も強烈に立てられる」としている。

### 3. 具体的課題と考察

こうした視角やその理論的背景を明らかにした上で、ここでは体育科教育と軍事訓練について具体的に述べることしたい。

## スポーツの定義にかんする諸問題

平野秀秋（法政大学）

1 文化史・社会史を考察しようとするものにとって、「スポーツ」は重要な考慮事項であるだけでなく、社会学者にとっては歴史と社会を論じる視点を問われる種類の問題である。この見地から「スポーツ」を定義する場合のいくつかの問題を考察する。

2 この問題にかんしては、すでに1930年代以来重要な先例がある。まずヨハン・ホイジンガの『ホモ ルーデンス』である。これは「遊戯」にかんする研究とされているが、「スポーツ」の本質論とかかわりが深いものである。かれの「遊戯」にかんする判断を要約するとつぎのようになる。a 「遊戯は文化よりも古く根元的な要素で、遊戯以外のものから説明することができない」。b 「文化の中に遊戯があるのでなく、遊戯があるゆえに文化が存在しうる」。c 「遊戯があるゆえに真面目があるのであって、その逆ではない」

3 ホイジンガはこのなかで、ギリシャ語の「ハイディアー＜遊戯＞」と「アゴーン＜闘争＞」の区別にふれて要旨つぎのように述べる。「アゴーンはハイディアの不可欠の部分である。ただ、アゴーンがギリシャでは古くからあまりにも日常茶飯事だったために、あえて二つの関係を意識しなかつただけだ」。ここでは「アゴーン」の例として、たとえば『イリアッド』第23章の「アトロン」のなかに具体像を見ることも可能であろう。

4 いまかりに、「スポーツ」を19世纪英国で成立し世界に普及した社会制度のこととする定義を一旦保留し、ホイジンガの「アゴーン」に近いものとする見方をとると、「スポーツ」はホイジンガのいう「遊戯」と本質を共有するものとなる。この見方は、社会と文化の考察にとって重要な光を投じるものと思われる。

5 ホイジンガが「遊戯」に下した括的定義のなかで、「遊戯は自由でボランタリーな活動である」とする部分を高く評価しながらも、そのなかの、a 「どんな物質的利害関係とも利益とも無関係」、b 「神秘に取りまかれることを好み、秘密の社会関係を生み出す」という2点に疑問を呈して1950年代末『遊びと人間』を発表したのはロジェ・カイヨワである。かれの議論はホイジンガほど「スポーツ」に身近かな問題を提示していないと

思われるが、上の2点の疑問には「スポーツ」にかかわる部分があるので、やや立ち入るべきである。結論を先にすると、二人の見解はここで興味深いずれ違いを起こしている。

### 6 ホイジンガの(a)の論点は

て重要な契機と見ていく結果生じたものである。これは、かれが『中世の秋』において強調したことにも通じる。「美」と「名譽」は「利害」と相反する、という美学が背景にある。カイヨワは、「美」の普遍性にかんしては懷疑的な現代の思想を反映していると思われる。かれは「美」に言及するよりは、「めまい」のような身体的現象に言及することを選ぶ。「スポーツ」の美とはなにかを論じる場合に、この相違は参考になる。

7 ホイジンガの(b)の論点は、かれが「遊戯」を秘儀的（エソテリック）な現象と強い関係があると見ていく結果である。「スポーツ」が秘儀的要素を色濃く持っていることは多くの事例が示すところである。一般に、身体は秘儀的要素を持つ。一方カイヨワは、「遊戯」は秘密や秘密を暴き消費するなかにあるという。しかし、カイヨワも「遊戯」と「聖」とを強く関連づけるから、秘儀的要素をまったく否定しない。

8 ではこの相違はどこから来るのだろうか。ホイジンガは、歴史は「遊戯」を封殺する見ている。かれの悲観的見方は、「現代になってスポーツは遊戯を剥奪された」とする命題にも見ることができる。一方カイヨワは、社会の中で「遊戯」は「真面目」と混在する見ている。その結果、秘密を暴くことのなかにも「遊戯」が存在すると見る。この二人の判断の相違は「スポーツ」にとっても無縁の問題ではない。

9 1980年代にはフィリップ・アリエスたちの『ルネッサンスにおける遊戯』が公表された。多数の研究者による15、16世紀の事例の共同研究であるから、その方法を特定し難いが、アリエスの序論「気紛れのなかの真面目について」や二三の事例を見たかぎりでは、慎重に断定を避けながらも、しかしホイジンガの遊戯論の影響が強いように思われる。かれらは、歴史のなかの「遊戯」と「真面目」の逆転をルネッサンス以後のことを見なしていると考えられる。

スポーツマンシップと文明  
--A.エリ亞スのスポーツ論---

池井 望（大阪学院大学）

1. スポーツのエティモロジーとスポーツ実体の変化

旧ドイツ領、プレスラウ生まれのユダヤ系社会学者、Norbert Eliasによれば、スポーツという言葉はイギリスに起こった大変特殊な---同じヨーロッパでも---他国にとっては異質のものであった。我々は今日、スポーツの起源はギリシャにあると考え、いわゆるオリンピック精神なるものを勝手に想像しているが、古代ギリシャのスポーツは、およそスポーツと言えるものではない、恐ろしく暴力的な、残忍なものである。その意味では西欧中世のスポーツも変わりがない。

2. 国家による暴力独占といわゆるスポーツの誕生

エリ亞スは『文明化の過程』で鮮やかに展開してみせた宮廷社会研究の手法を、スポーツマンシップ誕生の説明に応用しようとしているかに見える、つまり、エスタブリシメントによる暴力独占が、現代スポーツの発生を促したと考えているようだが、やや説得力を欠くうらみがある。彼の暴力独占理論は「フランス宮廷文化から近代社会移行の過程」にのみ最もよく当てはまる理論である。

3. プロセスの享受としての文明の進歩

エリ亞スは簡単に触れただけで、あまり強調していないが、現代のスポーツ精神は、イギリス紳士たちの---彼らが競技に参加する自分の息子や、下僕や、あるいは後にはプロ選手に賭けた---賭けに始まる。競争者を出来るだけ同じ条件下に置くことが、賭けの楽しみを大きくし、長引かせるからである。いわゆるフェアーな態度の起源は、そこにある、文明の基礎は、エリ亞スの言うような、暴力による暴力独占にあるのではなくて、行使可能な暴力の自主的延長と猶予にある。

## ヨーロッパにおける槍試合について

法政大学 中江 桂子

ヨーロッパ中世においてトーナメント (tournoi, tournament) は、封建社会の存立にとって重要な役割を果していた。この発表では、トーナメントの主要な種目であった槍試合を例にあげて、その成立当時の形式と社会的、文化史的な意味について報告する。

### < 騎士道的名譽と槍試合 >

騎士道は、封建領主を中心とした兵士たちの武力支配とキリスト教との融合の産物として生まれた。この二つは、命にたいする態度において最も鋭い矛盾をはらむ。兵士たちは戦いにおいて發揮するみずからのかの力こそが唯一、社会的名譽を担うものであり、そのため命を賭することを厭わない。私闘はあらゆる場所で行なわれ、それがかれらの裁判上の慣習にもなっていた。これに対してキリスト教では、暴力による落命や、兵士たちの争いに巻き込まれた無防備な人々が火事、殺人、略奪などの被害にあうことは、神の恩寵を冒涜し地獄へおとされるようなゆきしき事件であった。したがってこの相容れない二つの世界を架橋する論理としての騎士道が生まれた。

この二つの世界の矛盾を内包する結合が、最も象徴的に現わされるのは、君主たちが主催して行なわれたトーナメントにおいてである。兵士たちは騎士となったからといって、その戦いへの関心を完全に制御できるわけではなかった。君主は、キリスト教精神に則りながらも、騎士たちをみずから元にとどめて軍事力とするためにかれらの戦いへの関心に応えなければならなかつた。このような要請によって生み出されたトーナメントとは、軍事訓練であると同時に、騎士の叙任やその武勇に名譽を与え昇進を決定する場所であり財産分与の場所であり、裁判の場であった。また同時にトーナメントの勝者がその勝利を女性に捧げることによって、弱きものを守れというキリスト教にもかなつた神聖なる儀が実践される場所であり、すなわち、多くの音楽や詩が挙げられる場所でもあった。また、トーナメント場の回りにはさまざまなテントが並び、飲食店や武具師や鍛冶屋などが多く待機しており、騎士以外の階層の人々も集まってきた。中世の封建社会においてトーナメントというスポーツは、このように様々な社会的機能を有しない、豊かな文化をうみだす一大イベントであった。

### < 馬上槍試合 >

トーナメントには、一对一でおこなわれる馬上槍試合 (joute, joust) 、一对一あるいは複数でおこなわれる馬上槍試合 (tournoi, tourney) 、紅白の二軍で槍に限らずに剣や棍棒などをも武器として混戦する試合 (mêlée) など、さまざまな形式がある。トーナメントがもっとも盛んに行なわれたのは、十二世紀のフランス北部地方であった。

トーナメントの開催が決まると、通常はその約二、三週間まえにメッセンジャーによって各地にその開催が広告される。トーナメント会場は君主の城の中庭であったり広い平野であったりするが、そのとなりには各地からのやってくる挑戦者のための控え場所が柵で囲ってつくられる。試合場を正面に臨むことができる場所には、高い座敷が建てられている。その座敷は君主や貴婦人たちの観覧席であった。その中央座敷の両側には音楽隊の席が設けられているときもあった。試合場は二重の柵で囲われている。柵の内側で試合が行なわれ、内側と外側の柵の間では審判とその伝達係が走り回る。外側の柵と座敷の空間には多くの見物人がひしめきあう。その日のトーナメントの勝者は、褒賞（地位であったり、武具であったり、最高に調教された馬であったりする）と名譽の証しを、その日の「美の女王」（あらかじめ指名されている貴婦人。その城の女主人や君主の娘であったりする）から授けられる。「美の女王」たる女性の魅力は、有能な騎士を集めてとどまらせるための力もあり、騎士の教育力もあった。そして勝者となった騎士はその次の日の「美の女王」を指名する権利を得る。トーナメントの名譽は国境をはるかに超えて、騎士のいるところごとく聞こえたという。

### < まとめ >

定められた規則のない私闘が野放図に行なわれている時代から、双方の騎士から「公明正大」さや不正な「謀略」の禁止という共通の価値観が求められる時代へと移行したのは、「柵に囲まれた戦い」という、ある特殊ヨーロッパ的な事情に起因する、この発表では、槍試合がどのような空間を生み出していたかを、絵図資料などをもちいて報告するとともに、そこから生み出された文化の一侧面について発表したい。

教育改革運動とスポーツ課外活動の密接な関係  
—テキサス州におけるNo-pass, No-playの事例—  
白石義郎（久留米大学）

【1】問題の設定

本発表は、1980年代半ばになされたテキサス州の教育改革運動とスポーツ課外活動との関係を分析したものであり、ハイスクールにおけるスポーツ部活動を取り巻く社会構造とダイナミックスを明らかにしようとする試みである。

No-pass, No-playとは、定期試験を一科目でも不合格（No-pass）の時は、課外活動への参加を禁止する（No-play）という規定である。テキサス州を事例として取り上げたのは、スポーツ部活動—とりわけ対外試合—と、学校教育との関係が含む問題性が最も顕著に露呈したからである。すなわち、スポーツ部活動は、学校教育の一部という側面と、勝敗を争うスポーツとして、あるいはスペクティターとしてのコミュニティの人々に熱狂をもたらすイベントとしての側面を合わせ持つ。この学校教育とスポーツとを結合する言説が、「Athletics are Educational」論である。しかし、学校教育とスポーツとは本来別物であり、両者の関係性は現実において問われるべき事柄であり、テキサス州の教育改革運動の一環として実施したNo-pass, No-play政策は、はからずも学校教育とスポーツとの緊張関係を露呈した興味ある事例である。

【2】テキサス州における「教育水準向上」政策とNo-pass, No-play

<1>「教育水準向上」政策

1984年に、テキサス州は教育水準向上のための改革に乗り出した。No-pass, No-playはこの州主導の教育改革運動の一環であり、学校において正規のカリキュラムの学習が何よりも重要なことがらであり、スポーツ部活動は脇役でしかない、という学校教育の「定義」を確認する試みであった。

<2>No-pass, No-playの実施状況

初年度（1985）は、参加制限を受けた生徒数が多く、コーチは危機感を持ち反対運動を一層強めた。しかし、次年度は参加制限を受けた生徒数は減少した。また、世論もNo-pass, No-play政策を支持した。そのため、コーチたちは表面だった反対運動をとりやめた。

【分析】

<1>「No-pass, No-play」の学校と生徒への影響

- (1) No-pass, No-playに最も影響を受けたのは、コーチであり、コーチは、生徒の勉学を積極的にアシストする役割になった。
- (2) No-pass, No-playは、常勤の地位を得るチャンスを提供した。生徒への学習支援に成功したコーチは、賞賛され、時として、教職の地位を与えられた。
- (3) No-pass, No-playは、教科履修の重要性を認識させ、教科担当の教師のパワーを少し向上させた。

<2> No-pass, No-playの成功の原因

(1) 内的要因

- 1)コーチによるアシスト
- 2)学校の支援活動
- 3)教科担任教師からの支持

(2) 外的要因

- 1)ハイスクールの「質」の向上を求める世論の支持
- 2)州主導による改革への強い意思とリーダーシップ
- 3)NCAAの「提案48（Proposition 48）」によるカレッジ対抗試合参加資格要件の引き上げ

<3> No-pass, No-playで明らかになったハイスクール・スポーツの問題点

- (1) 規模が大きいハイスクールに、被参加制限者数が多く、No-pass, No-playは逆効果となりやすい。  
課外活動、とりわけ、スポーツはマイノリティの生徒に学校への関与の機会を与える、さらには、スポーツを階級とした上昇移動のチャンスを与えると信じられ、この信念が「Athletics are Educational」論の一つの核をなす。しかし、No-pass, No-playの結果はこの信念が現実とは異なることを露呈した。
- (2) NO-pass, No-playはマイノリティの生徒に不利に作用する。  
コミュニティには、ハイスクール・レベルの対校試合を積極的に支援する人々が存在する。彼らはスポーツ部活動を華やかにする反面、金銭や人材に絡んで、ダーティさも産みだす。
- (3) スポーツ部活動を経済活動、政治活動として利用するブースターの存在

## スポーツ漫画に見られるスポーツのメタファーに関する社会学的考察

松田恵示（大手前女子大学）島崎仁（大阪教育大学）

「フィクションの世界は現実世界に対するメタファーであり、そのメタファー自体が正確な描写となっている。フィクションの世界は現実世界を認識可能な方法でつくったり、こわしたり、つくりなおしたりするが、その方法はふたたび現実的なものとして再認識される。」（グッドマン）ここで述べられるように、社会＝現実世界というものを、事実にもとづくテクストと見ることができるのと同様、フィクションの世界を、創造的認識のメカニズムを含むより広範な社会的テクストのひとつの象徴、あるいは隠喻と見なすことができる。

ところで、スポーツが社会にとってどのような機能をはたらいているかというシステム論的な問いかけとは別に、人々にとって「生きられた経験」としての日常生活的なスポーツとはいいったい何か、あるいは人々に一定の秩序だったスポーツの意味世界はどのように構成され共有されていくのかを証するには、スポーツを題材とするフィクションをテクスト的メタファーとして分析することが有効な戦略となる。これに関しては、既に我々は数次にわたり研究成果の一端を公表してきたところである（第40回、41回、42回日本体育学会体育社会学専門分科会及び大阪教育大学記要第33巻、体育・スポーツ社会学研究9号）。テクスト的メタファーというレトリックは、独我的な意味の理解をさえぎり、社会的テキストとしてのスポーツの解釈とそれに解釈学的認識のみならずメタファーの前提と結果についての記号論的認知を要請する。つまりスポーツの意味世界における個人の主体性や日常性といった主観的问题を、同時にそれを成り立たしめている社会的なるもの＝相互（間）主觀性の問題として扱える可能性を秘めている。

このような観点からこれまでに我々は、「記号の消費」として象徴されるメディアの発達とともに現代社会像の転移を検討した後、ユースカルチャーとして日常化した漫画、特にスポーツを題材とした単行本漫画をとりあげ、主に記号論的な視座から漫画の持つ記号表現とそれがあらわす記号内容の関連の分析を行ってきた。今回の研究ではこれまでの検討をふまえつつスポーツ漫画へ解釈学的接近を図ることで、そこに可視化できる社会的テクストとしてのスポーツの意味世界とその構成について明らかにしたところである。なお今回の研究では、今日入手しうる最大限とみられる582冊の単行本漫画（1966年版～1991年版）を分析対象としている。

## 「ゆ」と日本人に関する研究——聖・俗・遊をめぐって——

日下裕弘（茨城大学）

神靈やどる古代の「ゆ」（斎川水）から、江戸庶民の「浮世風呂」を経て、現代の「温泉」・「おふろ」に至るまでの日本の「ゆ」の社会史を、聖・俗・遊をめぐる観点から考察し、その発達過程を、世俗化、階層の下降現象等の諸過程としてとらえると共に、今後の「ゆ」と日本人のあり方を、その起源と本質的意味にせまって再考してみたい。

### 1. 「ゆ」の種類（図1）

### 2. 「ゆ」と日本人の社会史

#### (1) 聖なる「ゆ」

ア、狩猟時代の古代人と「ゆ」——聖なる自然の恵み

イノシシ、シカ、サル、シラサギなど。

イ、農耕時代の始まりと「ゆ」——禊（みそぎ）

斎川水（「ゆ」かわみず）、水浴、热水（温泉）浴、探湯、湯立神楽。

ウ、神話、天皇と入湯——医療、養療

医療の神 少彦名命、有馬、伊予、紀伊温泉に歴代の天皇が入湯。

エ、仏教の伝来と「施浴」 信仰、医療

大湯屋、浴堂、湯維那（ゆいな）、蒸気風呂。

オ、修験者と温泉——修験道と禊

祈祷壇、火山と女性、温泉の発見と宣伝。

#### (2) 聖から俗へ（中世）

ア、宮中、公家、武家の「ゆ」——禊の系譜、ステイタスシンボル

御湯殿（自家湯殿）、湯治の日常化、接待風呂（俗と遊）。

イ、施浴の普及——人々の救済、仏法の普及

百日施浴（類朝）、日本人の入浴愛好の習慣形成。

ウ、戦国の「隠し湯」——治療、療養、軍事制度

エ、寺湯から町湯（銭湯）——経済、交換価値

京都の洛中洛外図（洗う風俗）、江戸の浮世風呂へ。

オ、温泉と農民——骨休め

石（いわ）風呂、塙風呂、農閑期の保養、療養、治療。

### (3) 俗、遊としての「ゆ」／階層の下降現象（図2）

ア、江戸の風呂——命の洗濯（大衆化）、（湯女）

戸樋風呂、石榴（ざくろ）風呂、明治の改良風呂へ。

式亭三馬の「浮世風呂」。風呂敷、浴衣、小桶。再生温泉、蒸浴。

イ、温泉の隆盛——湯治の普及、「遊」化

湯治階層、物見遊山、講、一夜湯治、遊の内容、お土産（こけし、細工）。

ウ、明治以降の「ゆ」——大衆化、西欧化、資本主義化

銭湯の普及、温泉湯治の一般化。鉄道の開通、洋風旅館、一泊二食付きの宴会型団体旅行、そのホテルだけの生き残り。

エ、家庭の「お風呂」——家族化、マイホームと家族の一体感

風呂場の小型化、規格化、大量生産化。

オ、日本型クアハウス——ローマ、中国、ヨーロッパ等のモザイクカラカラ浴場、桃源郷、漢方勧命蒸湯、サウナ、ジャグジー、打たせ湯。

カ、総合保養地域整備法——余暇行政

人間、自然、および経済をめぐる諸価値の葛藤。

### 4. 古くて新しい「ゆ」の意味再考

ア、「ゆ」の醍醐味——「ああ、いい湯だ」（快感）、湯あがりの爽快感。

イ、折口の遊び説——「再生」。鎮魂（たまぶり）、常世国からいで来たる「ゆ」、人はすべて始めに戻る。

ウ、M. エリアーデ——水は一切の根源、あらゆる可能性の象徴。

エ、E. ノイマン——母親の子宫。

オ、T. インモース——「湯立神楽」、「ゆ」=水と火の結婚=火が水の可能性に形を与える=元型、湯花をかける=生命の再生と復活、災厄を防ぐ、安全を守る、作物の豊饒。

カ、聖 俗 遊 カオスの4極構造図式による世界再生の方法（木村洋二）、（図3）。「空」？「無」？

キ、母なる「ゆ」文化による父なる文化からの離脱、と再生（よみがえり）

ク、「ゆ」は、日本人の生のあり方を象徴していた。「象徴としての子宮」、「人間の原点」、「再生」、そうした聖なる部分を失った文化は滅びる。

日本の「ゆ」の「よみがえり」機能は浅くなりつつある。